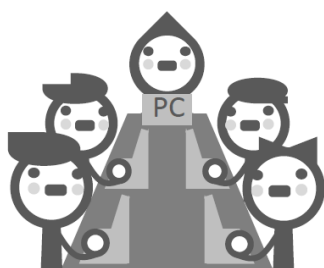


地場産業高度化・人材育成プロジェクト

大船渡市ふるさとテレワークセンター
使用（入居）候補者 募集要領

\\/
共創
Co-Creation



大船渡市商工港湾部産業政策室

令和5年6月

大船渡市ふるさとテレワークセンター使用（入居）候補者 募集要領

1. 趣旨

大船渡市ふるさとテレワークセンター（以下「センター」という。）は、地元の事業者・市民・小中高生等（以下「市民等」という。）やITエンジニアにテレワークの環境を提供するほか、市民等とITエンジニアがITに関するスキルやアイデアを持ち寄り、学び合い、それぞれの仕事や暮らしを豊かに育む拠点です。

この「募集要領」は、センターの使用（入居）候補者（※）を選定するにあたり、その手続き方法や使用上の留意点等を明らかにするものです。

使用（入居）を希望される方は、本要領をご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

※ 使用者となる手続き（盛中央団地の目的外使用許可手続き）を行う資格を有する者。



【センターの外観】



【ITに関する学び合いの様子】

2. センターの概要

(1) 名称

大船渡市ふるさとテレワークセンター

(2) 所在地

大船渡市盛町字馬場23番地7 盛中央団地1号棟1階

■主要施設等へのアクセス

- ・JR田茂山駅 : 徒歩4分
- ・最寄りのコンビニ : 徒歩4分（JR田茂山駅の隣）
- ・大船渡市役所 : 車で4分

(3) 構成

部屋	用途	備考
101号室	IT関連事業に係るオフィス	
102号室	IT関連事業に係るオフィス	
103号室	グループワークスペース【共用】	共用のトイレ、給湯設備あり。
104号室	IT人材育成スペース	
105号室	コワーキングスペース【共用】	
106号室	IT関連事業に係るオフィス	
107号室	IT関連事業に係るオフィス	
108号室	交流スペース【共用】	共用のトイレ、給湯設備あり。

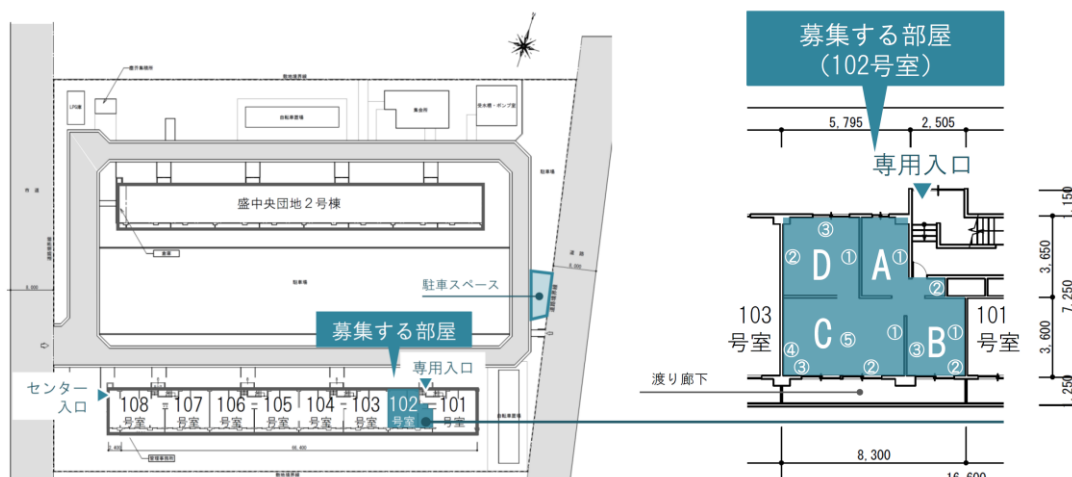
3. 募集する部屋

(1) 用途・面積・使用料等

部屋番号	102号室	
用途	I T 関連事業に係るオフィス	
面積	53.0㎡	
使用料	月額16,730円/室(※1)	
駐車場	月額1,000円/台(※2)(原則1台)	
設備	空調	ルームエアコン×1台(他、エアコン設置可能な単相20A125V×2口)
	電気	単相15A125V×26口
	フロア	O A フロア
	通信	W i - F i (個別契約必要)
備考	光熱費及び通信費、消耗品等の需用費及び団地共益費は使用者の負担となります(契約手続きを含む)。	

※1 大船渡市行政財産使用料条例第2条

※2 大船渡市営住宅条例第55条及び同施行規則第26条、大船渡市有住宅条例第11条及び同施行規則第8条



【平面図：センター全体】

【平面図：102号室】

A	①	・LANコンセント ・電気：単相15A125V×2口
	②	・電気：単相15A125V×2口
B	①	・LANコンセント
	②	・電気：単相20A125V ・電気：単相15A125V×3口
	③	・電気：単相15A125V×3口 ・LANコンセント

C	①	・電気：単相15A125V×3口
	②	・電気：単相15A125V×3口
	③	・ルームエアコン
	④	・電気：単相15A125V×3口 ・LANコンセント
	⑤	・電気：単相15A125V×1口 ・LANコンセント
D	①	・電気：単相15A125V×3口 ・LANコンセント
	②	・電気：単相15A125V×3口 ・LANコンセント
	③	・電気：単相20A125V

【主な設備の内訳：102号室】



【内観：A北側】



【内観：A東側】



【内観：B南側】



【内観：B北側】



【内観：C西側】



【内観：C東側】



【内観：D北側】



【内観：D西側】

(2) 使用期間

募集する部屋の使用期間は、毎年度、3月31日までです(※)。

※ 継続して使用を希望する場合は、あらためて盛中央団地目的外使用許可手続きを行っていただきます。

(3) その他

① 近隣の迷惑になる行為の防止

センターの上階は公営住宅ですので、騒音・振動等近隣の迷惑になる行為の防止に心がけてください。

② 津波注意報等発令時の避難場所

リアスホール駐車場(盛町字下館下18番地1、徒歩約12分)(※)

※ センターは、東日本大震災における津波により浸水した区域に位置します。

(4) 内覧

内覧を希望する場合は、担当窓口(後述5(1)③)にご連絡ください。

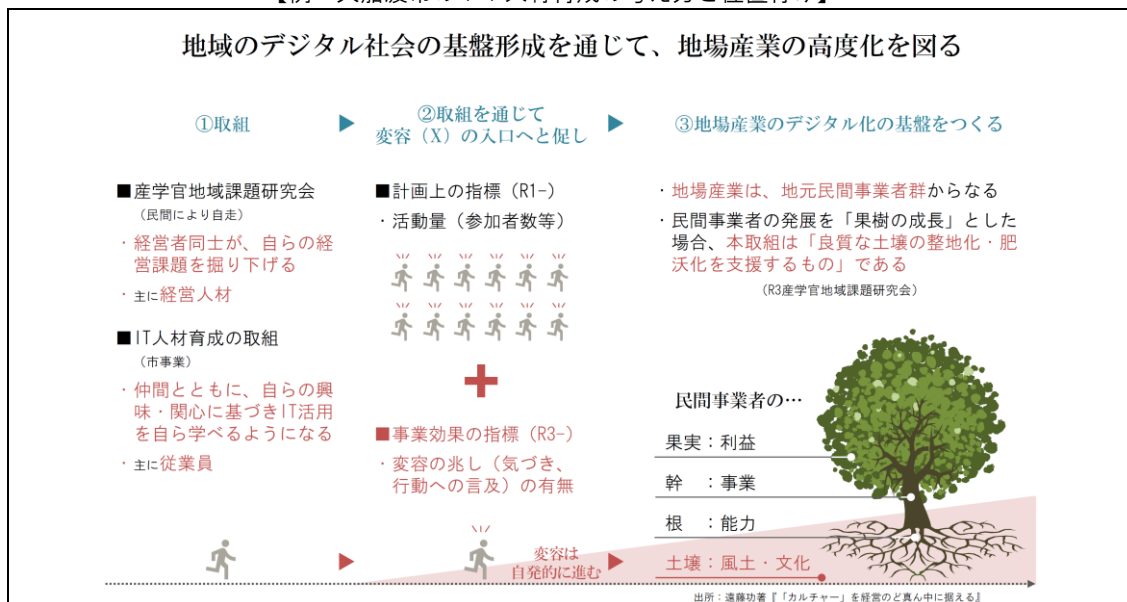
4. 応募資格等

(1) 応募資格

次の各号の全てに該当する法人または個人事業主とします。

- ① 日本標準産業分類G-情報通信業のうち、「39情報サービス業」、又は「40インターネット附随サービス業」を営んでいる者。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者
- ③ 大船渡市と「ITに係る教育、人材育成(※)及び普及」に関して連携、協力することができる者
- ④ 盛中央団地に居住する住民と良好な関係を構築することができる者

【例：大船渡市のIT人材育成の考え方と位置付け】



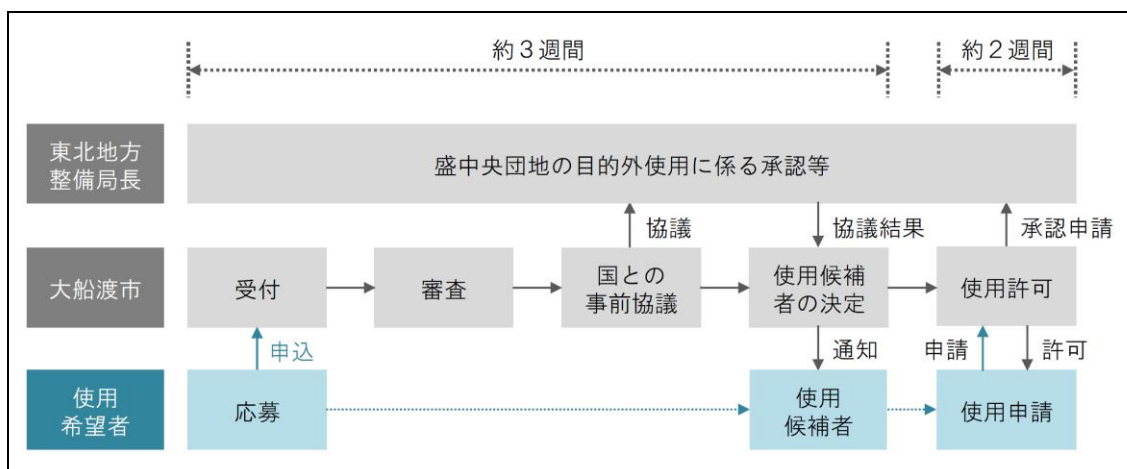
(2) 使用許可の基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとします。

- ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- ② 盛中央団地の管理上支障があると認められる場合
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第5号に規定する指定暴力団等又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動の用に供すると認められる場合
- ④ その他市長が不適当と認める場合

5. 応募から使用許可までの流れ

【手続きの流れと所要日数】



(1) 応募

募集する部屋の使用を希望する場合は、提出書類を揃えて、担当窓口へ提出してください。

① 受付時間（随時募集）

午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

※ 使用（入居）候補者が決まり次第、受付終了します。

② 提出書類

ア. 大船渡市ふるさとテレワークセンター使用（入居）候補者募集申込書【様式1】

イ. 事業概要書【様式2】

ウ. 誓約書【様式3】

エ. 日本標準産業分類に基づく業種を証する書類（会社案内、会社ホームページを印刷したもの等主な業種を確認することができるもの）

オ. 各証明書類

次のいずれの場合についても、3か月以内に取得した書類を提出してください。

法人の場合	(ア) 法人登記事項証明書 (イ) 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書 (納税証明書「その3の3」直近1期分) (ウ) 「大船渡市税」に未納がないことの証明書 (納税証明書)
個人事業主の場合	(ア) 住民票抄本 (イ) 「個人事業税」に未納がないことの証明書 (納税証明書) (ウ) 「大船渡市税」に未納がないことの証明書 (納税証明書)

③ 担当窓口

所在地: 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15 大船渡市役所1階 産業政策室
電話 : 0192-27-3111 (内線106) E-mail : ofu_sangyo@city.ofunato.iwate.jp

④ 提出方法

持参又は郵送

(2) 使用(入居)候補者の選定及び決定…3週間程度要します

大船渡市は、提出いただいた書類を審査し、「4. 応募資格等」に掲げる資格等を満たすと判断した場合は、国土交通省東北地方整備局長に対し、盛中央団地の目的外使用に係る事前協議(※)を行います。

国土交通省東北地方整備局長との事前協議が整った場合、応募者は使用(入居)候補者となります。

なお、その結果については、大船渡市から応募者に対して通知します。

※ センターを設置している盛中央団地は、国土交通省の補助事業等により整備した公営住宅であるため、当該手続きが必要となります。

(3) 使用許可に係る手続き…2週間程度要します

応募者は、使用(入居)候補者となった場合、センターの使用者となる手続き(別途お知らせします)を行ってください。

その後、大船渡市は、国土交通省東北地方整備局長からの承認を正式に得た場合、使用(入居)候補者に対して使用許可書を交付します。

6. 使用にあたっての留意事項

(1) 使用許可の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

なお、この取消しにより、使用者が損害を被ることがあっても、大船渡市は賠償の責を負いません。

① 本募集要領に係る提出書類又は盛中央団地目的外使用許可申請書の内容に偽りがあったとき。

- ② 使用者が、盛中央団地目的外使用許可書に付した条件に違反したとき。
- ③ 使用者が、正当な理由なく納期限までに使用料を納付しないとき。
- ④ 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(2) 承諾等を要する事項

使用許可を受けた施設、設備等に対し次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、事前に大船渡市の承諾を得なければなりません。

- ① 使用許可を受けた目的以外に使用しようとするとき。
- ② 修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を大船渡市に届け出なければなりません。

- ① 使用者の住所又は氏名に変更があった場合
- ② 使用者が法人である場合は、解散、合併その他の変更する事項があったとき。

(3) 費用の負担

使用許可を受けた施設、設備等の使用に伴い必要となる電気料、燃料費、通信費、機器の購入及び設置等自らの事業の用に必要となる費用は、使用者において負担しなければなりません。

また、使用許可を受けた施設、設備等に投じた改良のために自ら支出した有益費、修繕費等の必要経費及びその他費用を大船渡市に請求することはできません。

(4) 損害賠償責任

使用者の自己の責めに帰すべき事由により使用許可を受けた施設、設備等をき損したとき、又は盛中央団地目的外使用許可書に定める義務を履行しないため、大船渡市に損害を与えたときは、使用者においてその損害を賠償しなければなりません。

(5) 原状回復義務

使用期間が満了したとき又は大船渡市が使用許可を取り消したときは、自己の費用負担により大船渡市が指定する期日までに、使用許可を受けた施設、設備等を原状に回復しなければなりません。

ただし、大船渡市が認める場合は、この限りではありません。

7. 参考資料

- ・大船渡市ふるさとテレワークセンター運用方針
- ・盛中央団地の目的外使用許可に関する事務取扱要綱